

兵庫県公報

令和4年10月18日 火曜日 第355号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告示	ページ
○ 保安林の指定予定（治山課）	1
○ 同上（同）	1
○ 同上（同）	2
○ 同上（同）	2
○ 保安林の指定の解除予定（同）	3
○ 同上（同）	3
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	3
公安委員会告示	
○ 指定講習機関の指定	3

告 示

兵庫県告示第1192号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和4年10月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町竹田字細見谷1876の1、1877の1、1878の1、字田辺1892の1、1892の2、1893、字柱尾崎1936の1
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1193号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和4年10月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町竹田字徳原1970の1から1970の3まで
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件

- (i) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1194号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和4年10月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 美方郡新温泉町竹田字ゴウロ2002の1、2002の2
 - 2 指定の目的
 - 水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1195号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和4年10月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 美方郡新温泉町多子字ニゴリ883の1
 - 2 指定の目的
 - 水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1196号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和4年10月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
南あわじ市中条広田字細谷東2074の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅（孤立保安林のため）



兵庫県告示第1197号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和4年10月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
南あわじ市中条広田字細谷東2079の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅（孤立保安林のため）

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年10月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加西市鶉野町字家塚浦1169番3の一部、1169番20
同 市同 町字家塚1277番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加西市玉野町1156番地の1
兵庫みらい農業協同組合 代表理事組合長 小 紫 康 正
- 3 許可年月日及び許可番号
令和4年8月17日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－9号（4加西）

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第268号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項に規定する指定講習機関に関し、同項の規定による指定（以下「指定」という。）をしたので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年10月18日

兵庫県公安委員会
委員長 小 西 新右衛門

- 1 指定を行った法人の名称及び住所並びに代表者の氏名等

指 定 す る 法 人 の 名 称 (住 所)	業 務 を 行 う 事 務 所 の 名 称 所 在 地	代 表 者 の 氏 名
株式会社新神戸ドライビングスクール (東京都豊島区南大塚3丁目46番3号)	神戸ドライビングスクール 神戸市北区緑町3丁目6番1号	吉村 充司
有限会社ケーディエス (兵庫県姫路市仁豊野5丁目520番地)	関西ドライビングスクール 兵庫県姫路市仁豊野5丁目520番地	中尾 亨

- 2 指定を行った特定講習の種別
若年運転者講習 (法第108条の2第1項第14号に掲げる講習をいう。)
- 3 指定を行った年月日
令和4年9月30日